

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び石川県漁業調整規則第14条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年7月26日

漁業の種類	制限措置							調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	遊休許可の枠数管理の数	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格				
固定式刺し網漁業	固定式刺し網漁業（めばる類）	4	20トン未満	定めなし	珠洲市禄剛埼灯台（北緯37度31.743分東経137度19.595分）90.0度の線と羽咋郡志賀町海士埼灯台（北緯37度08.812分東経136度40.237分）270.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域を除く。	1月1日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)輪島市上大沢町から町野町曾々木までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	5年以内	23	輪島
固定式刺し網漁業	固定式刺し網漁業（のどぐる）	1	10トン未満	定めなし	手取川河口中央（北緯36度29.348分、東経136度28.758分）315.0度の線以南の石川県沖合海域。ただし、水深90メートル以深及び水深135メートル以浅の海域に限る。ただし、7月1日から同年8月9日までは、横川河口中央（北緯36度25.340分秒、東経136度25.080分）から315.0度の線以北の海域において操業してはならない。	7月1日から9月30日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし漁船使用予定者を含む。※1 (2)加賀市に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	5年以内	0	加賀

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年7月26日から令和4年8月2日まで